

○県協議結果・意見指摘の概要・対応状況(案)

資料1-4

[子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく市町子ども・子育て支援事業計画の協議・回答・指摘]

| 番号 | 素案頁 | 意見・指摘の概要 | 修正等対応状況 | 案への対応状況 | 関係所属 |
|----|-------------|---|--|---------|-------------------|
| 1 | P101 | 教育・保育の提供の3号認定(1・2歳児)について、令和3年度以降も、量の見込に対し確保方策(利用定員)が不足し、待機児童が生じることとなっています。当該支援事業計画における提供体制確保の実施時期は、「子育て安心プラン」において目標年次としている2020年度末までに、量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する必要があることから、確保方策の拡充を図ってください。 | 目標年次としている2020年度末までに量の見込みに対応するようになっていますが、令和2年度に大幅な量の拡大整備予定がなく、以降、閉園を予定する園もあり、現実的に想定可能な目標としての見込み数を計画していることから、記載のとおりとします。 | 案を修正しない | 幼児課 |
| 2 | P98～ | 基本方針において、必須記載事項とされている「子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保」について、記載を検討してください。 | 記載します。(別紙を追記) | 案を修正する | 幼児課 |
| 3 | P5 第5節 | 基本方針の改正については、既に告示されており、【基本方針の改正方針】ではなく、【改正の概要】とするなどし、記載内容についても修正されたい。 | 修正します。 | 案を修正する | 子ども・若者課 |
| 4 | P5 第5節 | 【子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要】の「(3)その他」の記載が切れているので修正されたい。 | 修正します。 | 案を修正する | 子ども・若者課 |
| 5 | P63 P76 | 「配偶者への暴力」と「配偶者に対する暴力」の表記について、いずれかに統一した方が良いのではないかと。 | 「配偶者に対する暴力」に表記を統一します。 | 案を修正する | 子ども・若者課 子育て支援課 |
| 6 | P76 【90】 | 施策の方向性で記載されている「配偶者に対する暴力」が「ドメスティック・バイオレンス」のことであるとわかるように、DVに関する表記を整理した方が良いのではないかと。(例:「ドメスティック・バイオレンス」と表記している部分を「配偶者に対する暴力(DV)」とする。) | 「配偶者に対する暴力(DV)」という表記に修正します。 | 案を修正する | 子ども・若者課 子育て支援課 |
| 7 | P76 ① | 子ども家庭総合支援拠点による子ども家庭支援(実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整等)や要支援児童・要保護児童への支援についても記載されてはどうか。 | 記載します。 | 案を修正する | 子育て支援課 子ども・若者課 |

| 番号 | 素案頁 | 意見・指摘の概要 | 修正等対応状況 | 案への対応状況 | 関係所属 |
|----|----------------|---|--|---------|-------------------|
| 8 | P77 2.①【93】 | 【92】では「非行に走る」という表現であるが、当該項目では「非行を起こす」となっているので、「非行に走る」に統一した方がよいのではないか。 | 「非行に走る」に表記を統一します。 | 案を修正する | 少年センター 学校教育課 |
| 9 | P77 2.②【97】 | 「カラオケルームやゲームセンターで子どもを見守る」ような表現にもとれるので、「カラオケルーム・ゲームセンターなどにおける見回り(または、街頭補導、立ち入り等)」といった表現にされてはどうか。 | 「カラオケルーム・ゲームセンターなどを対象として、非行防止を図るためのパトロールや指導および店舗への啓発に努めます。」に修正します。 | 案を修正する | 少年センター 子ども・若者課 |
| 10 | P82 【131】 | 育児について、計画段階から加わる「参画」という文言の方が適当ではないか。 | 「参画」に修正します。 | 案を修正する | 健康推進課 |
| 11 | P90 【201】 | 施策の内容から鑑みて、里親の普及啓発に係る施策名とした方がよいのではないか。 | 現在の表記のままとします。 | 案を修正しない | 子育て支援課 |
| 12 | P91 ②【203】 | 3行目の「個別指導」との表現があるが、あずくるは「支援」に重きを置いていることから、「個別指導」の「指導」は削除した方がよいのではないか。 | 「子ども・若者たちに個別に寄り添い支援するとともに、就職・就学などの支援を行います。」に修正します。 | 案を修正する | 少年センター 子ども・若者課 |
| 13 | P94 【225】 | 保育所・幼稚園は、在園児のみの早期発見と考えられるので、保育所において、例えば子育て拠点施設等を併設しているのであれば、施策名を、保育所・幼稚園等としてはどうか。 | 保育所に子育て支援拠点施設等の併設はないことから、施策名は変更なしとします。 | 案を修正しない | 幼児課 |
| 14 | P98 | P71 2.保育・教育の充実と並びが異なるので、統一してはどうか。 | 現行計画で、施策の部分(例:保育・教育の充実)と、量の見込や確保方策の部分(例:教育・保育環境の整備)で、表記が異なっており、今回の計画は現行計画を継承するものであり、基本的に同じ表記で記載しております。 | 案を修正しない | 子ども・若者課 |
| 15 | P101 | 4行目は改行不要ではないか。 | 修正します。 | 案を修正する | 子ども・若者課 |

| 番号 | 素案頁 | 意見・指摘の概要 | 修正等対応状況 | 案への対応状況 | 関係所属 |
|----|-----|----------|---------|---------|------|
|----|-----|----------|---------|---------|------|

【参考】

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2～8 省略

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。